

○第22回農薬第四専門調査会（非公開）

日時：令和4年12月15日（木）14：00～15：26

議事概要：

（1）農薬（キザロホップエチル）の食品健康影響評価について

・審議の結果、キザロホップエチル及びキザロホップPテフリルのグループ許容一日摂取量（ADI）を0.009 mg/kg体重/日、グループ急性参照用量（ARfD）を0.3 mg/kg体重と設定し、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

*除草剤で、ばれいしょ、はくさい等に使用します。今回、だいず、ごぼう等への適用拡大申請及びインポートトレランス設定（大麦及び小麦）の要請がなされています。